

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	2019年7月23日提出
<b>【発行者名】</b>	フィデリティ投信株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 デレック・ヤング
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区六本木七丁目7番7号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	照沼 加奈子
<b>【電話番号】</b>	03 - 4560 - 6000
<b>【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】</b>	フィデリティ・プライム社債ファンド（為替ヘッジあり）
<b>【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券の 金額】</b>	2兆円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年1月8日付をもって提出した有価証券届出書（2019年7月8日付提出の有価証券届出書の訂正届出書で訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載内容につき、信託の終了（繰上償還）の手続きを開始することに伴い所要の変更を行なうため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

### (7)【申込期間】

#### <訂正前>

継続申込期間：2019年1月9日から2020年1月8日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### <訂正後>

継続申込期間：2019年1月9日から2020年1月8日まで<sup>(注)</sup>

(注)ファンドは、下記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要

(5)その他 (a)信託の終了 <信託契約の解約>」の記載に従って、2019年10月8日付で信託の終了(繰上償還)を予定しております。

繰上償還が確定した場合、購入の申込期間は2019年10月4日までとなります。詳しくは、下記「(12)その他 信託の終了(繰上償還)」をご参照ください。

### (12)【その他】

#### <訂正前>

##### 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

#### <訂正後>

##### 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

##### 信託の終了(繰上償還)

ファンドは、2019年10月8日付で信託の終了(繰上償還)を予定しており、「書面による決議」(以下、書面決議)を行いますのでお知らせいたします。

書面決議は、2019年7月25日時点のファンドの受益者のうち3分の2以上の賛成により可決されます。当該議案が可決された場合、2019年9月17日に投資信託契約の解約の届出を行ない、2019年10月8日に償還となります。ただし、否決された場合、繰上償還は行ないません。フィデリティ投信株式会社のホームページ(<https://www.fidelity.co.jp/>)において、2019年9月10日正午頃(予定)より、決議の結果をご案内いたします。

## 第二部【ファンド情報】

### 第2【管理及び運営】

#### 3【資産管理等の概要】

##### （3）【信託期間】

<訂正前>

ファンドの信託期間は、信託契約締結日（2017年10月31日）から2027年10月8日までとします。

<訂正後>

ファンドの信託期間は、信託契約締結日（2017年10月31日）から2027年10月8日までとします。

（注）ファンドは、下記「（5）その他（a）信託の終了 <信託契約の解約>」の記載に従って、2019年10月8日付で信託の終了（繰上償還）を予定しております。  
繰上償還が確定した場合、信託期間は2019年10月8日までとなります。